

平成 26 年 10 月 22 日
国土交通省九州地方整備局
鹿児島国道事務所

【記者発表資料】

特殊車両等の取締りを実施しました！

国土交通省鹿児島国道事務所では、特殊車両が通行許可を取得し、許可条件に基づき通行しているかを取り締まる「特殊車両等の取締り」を関係する鹿児島運輸支局や鹿児島県、鹿児島西警察署と合同で実施しました。

また、10月は過積載防止月間であり、過積載防止の啓発活動も併せて行いました。

特殊車両の取締り結果

実施日時：平成26年10月16日（木）

14時00分～16時00分

実施場所：鹿児島市小山田町 国道3号

実施結果：9台（うち特殊車両 9台）

そのうち道路法違反は2台（無許可）でした。

実施機関：鹿児島国道事務所、鹿児島運輸支局、鹿児島県、鹿児島西警察署

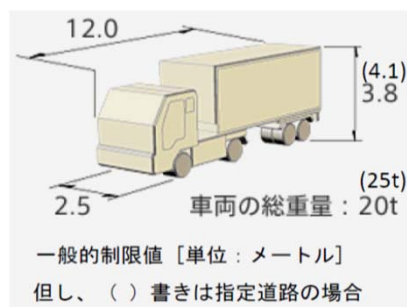


（取締り状況写真）

〔取締りの目的〕

道路を車両が通行するにあたっては、道路構造物の保全、交通の危険防止のため、車両の大きさや重さの最高限度（一般制限値）が車両制限令により定められています。（右図）

最高限度を超える車両は、舗装や橋梁の老朽化の原因となるばかりでなく、重大な事故を招くおそれもあることから、道路を通行する場合は、道路法第47条の2に基づく道路管理者の特殊車両通行許可を取得し、許可条件のもと通行しなければなりません。



問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所

電話 (099) 216-3111 (代表)

管理第一課長 おおやぶ かつゆき 勝幸 (内線 431)